

「同志社ゆかり会」会則

1. 総則

- 1-1. 本会は同志社女子中高同窓会「同志社ゆかり会」と称する。
- 1-2. 本会の事務室は、同志社女子中学・高等学校 栄光館内に置く。

2. 目的

- 2-1. 本会は会員相互の親睦ならびに母校および同志社同窓会と連絡協議し母校の繁栄に寄与することを目的とする。
- 2-2. 本会は前項の目的達成のため次の事業を行う。
 - ア. 「同志社ゆかり会」の管理および運営
 - イ. 母校、後進に対する精神的・物質的援助
 - ウ. その他目的達成に必要な事業

3. 会員および組織構成

- 3-1. 本会の会員は、同志社女子中学・高等学校（前身校を含む）卒業生、ならびに本会の主旨に賛同する中途退出者を含むその他の同窓生のうち、会員の推薦を受け役員会の承認を得た者とする。
- 3-2. 本会は、次の顧問を置く。
 - ア. 名誉顧問 会発足後の同志社女子中学・高等学校歴代校長（現職校長を含む）
 - イ. 顧問 同志社女子中学・高等学校専任教諭より1名
- 3-3. 本会は、役員会および連絡委員会を設置する。

4. 役員会

- 4-1. 役員会は原則として、定数を13名とし、以下の構成員によって構成される。
 - ア. 会長 会員より1名
 - イ. 副会長 会員より2名
 - ウ. 会計 会員より1名
 - エ. 書記 会員より2名
 - オ. 役員 会員より7名
 - カ. その他必要と認められる者を会員より任意選出
- 4-2. 役員会は改選前の現行役員会および連絡委員会によって会員の中から選出される。役員会のうち会長、副会長、会計、書記を四役とする。四役は選出された次期役員会の中において互選により決定する。
- 4-3. 役員会構成員の任期は1期を2年間とし、連続2期までとする。役員会の任期は毎年1月1日をもって始まり12月31日にいたる。
- 4-4. 役員会構成員の任務は次のとおりとする。
 - ア. 会長 本会を代表し、事務を統括しすべての会議の最高責任者とする
 - イ. 副会長 会長を補佐し、会長を代行することができる
 - ウ. 会計 本会における金銭関係事務を行い、これを管理する
 - エ. 書記 役員会その他会議の記録を行い、これを管理する
 - オ. 役員 会員を代表し、重要会務を協議する
- 4-5. 役員会は会長の招集により開催され、原則として次の事項について協議決定を行う。
 - ア. 本会の組織構成および会則、総会、会計等、本会に関する重要事項
 - イ. 次期役員会の選出等、人事実施に関する事項
 - ウ. 本会則2-2に定める事業の実施に関する事項
 - エ. その他、本会の名をもって行う事項のうち協議決定を必要とする事項

- 4-6. 原則として、役員会構成員は役員会の協議決定に関する1の議決権を持つ。役員会の議事は構成員の3分の2以上の参加をもって有効とし、決議は参加構成員の過半数の賛成によることとする。ただし、賛否同数の場合は会長が決定する。

5. 連絡委員会

- 5-1. 連絡委員会は、会員から選出される各卒業年度原則1名から5名の連絡委員によって構成される。なお、選出方法は任意とする。
- 5-2. 役員会選出のほか、連絡委員会での協議決定事項においては各卒業年度につき1票とする。
- 5-3. 連絡委員は役員会の決定事項その他連絡事項を会員に連絡する。
- 5-4. 役員会は必要に応じて連絡委員会の中に各種委員会を設置することができる。

6. 総会

- 6-1. 役員会は総会を毎年開催し、全会員による決議を求めることができる。
- 6-2. 役員会は、100以上の会員による要求があった場合、総会を開催しなければならない。なお、要求には会員本人の自筆による署名および捺印を要する。
- 6-3. 会員は、総会における決議決定に関する1の議決権を持つ。決議は参加会員の承認によるものとし、賛成多数をもって承認されたとみなされる。

7. 会計

- 7-1. 会計年度は毎年1月1日をもって始まり12月31日にいたる。
- 7-2. 本会の基金は、1963年3月卒業生予納金残高金49,462円とする。
- 7-3. 本会の運用金は、各会員卒業時の会費およびその他の臨時収入とする。
- 7-4. 本会の会費金額については、変更の必要が生じた都度、役員会において審議決定する。
- 7-5. 本会の会計決算は、各年度末に決算報告書を作成し、報告する。
- 7-6. 本会は会計監査役をおき、会計決算を監査する。

8. 連絡および報告

- 8-1. 役員会は、原則として連絡委員を通じて全会員への連絡を行う。
- 8-2. 役員会は、原則として総会での報告をもって全会員への報告に代えることができる。
- 8-3. 前二項の規定にかかわらず、役員会は同窓会会報等を利用して連絡および報告を行うことができることとし、これをもって全会員への連絡および報告とすることができる。

9. 雑則

- 9-1. 本会則に規定のない事項については役員会で決議し、総会での承認を受けることとする。
- 9-2. 本会則の変更は、総会の承認を要する。
- 9-3. 本会則の施行は2003年11月1日からとする。
- 9-4. 本会則1-1は2011年3月5日改定。
- 9-5. 本会則4-3, 6-3, 7-1の施行は2013年9月1日からとする。
- 9-6. 本会則3-2.ア、6-1の施行は2015年3月7日からとする。

10. 附則

- 10-1. 2013年度は9月1日をもって始まり2013年12月31日にいたるとする。第6期役員任期は1期を2年4か月間とし、2014年12月31日までとする。

以上

改定：4-3、6-3、7-1 2013年3月2日
追加：9-4、9-5、10-1 2013年3月2日
改定：3-2.ア、6-1 2015年3月7日
追加：9-6 2015年3月7日